

STEP BY STEP



この数年間、絶対的権力は絶対に腐敗する（歴史学者ジョン・アクトンの言葉）、という言葉が真実なんだと痛感しています。鯛は頭から腐る、という言葉も良く耳にしました。しかし、これは元々はロシアの諺で、魚は頭から腐る、が正しいのだそうです。リーダーがダメだと組織が劣化していく、政治がきちんとしていないと国全体が劣化していくという意味で、最近は使われることが多いようです。

森友・加計・桜、などいくつもの疑惑に対して、安倍元首相は明確な説明をせず、真摯に向き合おうという姿勢すら見せませんでした。近畿理財局の局長だった佐川宣寿氏は森友問題が追及された国会で、徹底的に安倍元首相夫妻と麻生財務大臣の関与を否定し、（公文書を）「適正に廃棄してございます」と迷言を残しました。そのことへの論功行賞なのか、佐川氏は国税庁長官に大出世。確定申告の時期には、多く自営業者が「領収書は適切に廃棄してございます」と、日本中の税務署員を困らせたと聞きます。

国のトップがいい加減なことをすると、それは確実に伝播していきます。最近、私が最も情けなくなったニュースは「裁判所のコピペ問題」です。NHKの「受信料」と、書くべき判決文に「受診料」と書かれていたのです。しかも3つの地裁で。大阪で争っていた某裁判の弁護団の指摘で発覚しました。他所の裁判の判決文を参考にして判決文を書き、ついでに誤記まで模倣してしまった疑いが濃厚なのです。これに対して大阪地裁は「個別の裁判の内容には回答できず、調査は考えていない」とコメント。どこかで聞いたようなコメントです。更に、京都地裁、金沢地裁もこれに倣いました。

民事と刑事は違うにしても、裁判官のレベルが低かったら冤罪を見抜くことも不可能でしょう。憲法は「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法および法律にのみ拘束される」（第76条3項）と裁判官の独立を定めているそうです。独立していかなければいけない、自分で判断しなくてはいけないので。魚が頭から腐るなら、頭を取り換えてはいけません。

（なつし聴）



逮捕の代償

私の商標法違反の罪の逮捕が今市事件の始まりでした。その時同居していた拓哉が共犯とされ、私とともに逮捕されました。当時の私は重い病気の為、週2、3回ぐらい病院での輸血が欠かせない日々を送っていました。逮捕された当日の2014年1月29日の夜も、警察官に今市病院に連れて行ってもらい、診療時間外にも関わらず院長に診察して貰いました。当時の院長は骨髓異形成症候群という病気がどんな病気かも知らないようでした。逮捕したその日のうちに病院の診察手続きまではならなかつたので、今市警察署での私の勾留手続きも大変だったと思います。翌日、今市病院では対応しきれないとの事で仕方なく私が通っている大学病院に予約してもらい、病院に連れられて診察を受けさせてくれました。輸血後、留置所に戻り商標法違反の取り調べが始まりました。

取り調べの初期段階では拓哉と普通に手紙のやり取りをしたり、家族との面会も出来ました。私自身、拓哉に対して申し訳ない気持ちでいっぱいでした。自分の医療費の為とはいえ、同居している拓哉を巻き込んでしまい、商標法違反の罪の共犯となってしまって本当に謝っても謝りきれない毎日でした。手紙もそんな内容ばかり書きました。勾留されていた間、拓哉から手紙が届きました。私が2008年の10月15日に担当医から残り5年の余命宣告をされ、それを子供たちに伝えました。当時、治療方法は移植しかありませんでした。拓哉は（その時から）自分が眞面目に働いていれば、私が違法な販売をする必要もなく、このように逮捕される事も無かつたんだという内容の謝罪の手紙を私のいた留置所に送ってきました。私達親子の間では（その時）それは病気の話でした。私も拓哉に自分を責めないでくださいと返事を書きました。悪いのは全て私

です。罪を償うのは私だけにして欲しかったです。

思いもしなかったのは、その拓哉と私の手紙のやり取りが後に今市事件の吉田祐希ちゃんの事件の話に繋がってしまったことです。私達の思っていたことと違う話が作り上げていくことにどんどん誤が分からなくなりました。私は124点の商標法違反商品のため、124日の留置所生活を送りました。その後2014年6月3日、拓哉は殺人罪で起訴され、その1週間後に私が釈放されました。

拓哉は2022年1月29日で自由の身を奪われて9年になります。夢を持って頑張るという人生の中で最高の時期のはずの青年からその自由を奪い、無実の罪にも関わらず、無期限の懲の中での生活が強いられました。親の私は悲しさで途方に暮れます。日本の司法において、逮捕されたら99%が有罪になるという話が、まさか普通のシングルマザーだった私の身に起きるなんて、今でも夢としか思えません。ただただ、1日も早く拓哉を懲の中から救い出したいです。結婚して、子供を授かって、家庭をもって、仕事をして、そんな普通の生活を送れる人生を、拓哉に返してあげたいです。どうか皆様の力をお貸しくださいよう、宜しくお願ひ致します。（勝又イミ子）



精悍な顔立ちの拓哉さん。

仙台・北陵クリニック事件～無実を叫び続けて21年、第二次再審請求も間近～

事件の舞台は、仙台市にあった診療所「北陵クリニック」。ここで准看護師として働いていた守大助（もり・だいすけ）さんが、5人の患者の点滴に筋弛緩剤を入れて急変させたとして、2001年1月に逮捕されました（うち1人が死亡、1人は植物状態）。そのため「筋弛緩剤事件」と呼ばれることが多いのですが、実は筋弛緩剤は一滴も使われていません。

急変の原因は病気や抗生物質、そして赤字に苦しんでいたクリニックの医療体制にありました。しかし宮城県警は「筋弛緩剤を使った犯行」と勝手に思い込み、患者に接する機会が多くいた大助さんを「犯人」と決めつけ、基本的な捜査さえ行わずに逮捕。朝日新聞を筆頭とするマスコミも、警察のデタラメ捜査を検証することなく「恐怖の筋弛緩剤事件」とセンセーション報道。検察や裁判所もこれに追随し、2008年に無期懲役が確定します。つまり「北陵クリニック事件」は、警察やマスコミが存在しない犯行をデッчи上げた「幻の事件」なのです。

大助さんを犯人に仕立てて証拠として、警察は「患者の血液や尿、点滴液から筋弛緩剤の成分が検出された」とする科捜研の鑑定書を提出し、裁判所もこれを有罪の根拠としています。しかし鑑定書には、鑑定を適切に行ったことを証明する記録やデータが全く添付されておらず、鑑定自体の捏造が強く疑われています。

大助さんと弁護団は（1）鑑定書の信用性、（2）急変した患者の症状が筋弛緩剤と矛盾するという、2つの新証拠を掲げて再審請求を戦いましたが、裁判所は何一つ検証を行うことなく無実を訴える声を退けました。現在は2回目の再審請求を準備中です。

本質はシンプルなデッчи上げであり、大助さんの無実は明白であるにもかかわらず、鑑定論や病態論といった論点が中心のため、「わかりにくい事件」という印象を持たれがちです。逮捕当時29歳だった大助さんは、今年4月に千葉刑務所の懲の中でも51歳になります。

勝つためには、法廷内で闘う弁護団と法定外で闘う支援者がスクラムを組み、再審開始決定を出すよう裁判所を追い詰めるしかありません。そして大助さんが無実という世論を広げるためには、当時トンデモない犯人視報道を繰り広げたマスコミの力を借りることも必要だと思っています。（長瀬慎）



宮城県警がリークする嘘を報じたマスコミ（朝日新聞より）。センセーショナルな報道のせいで、いまだに「守大助=犯人」と思っている方も多いかもしれません。

■冤罪当事者交流会のお知らせ

冤罪犠牲者の会では小規模ながら、冤罪当事者同士が集う交流会を開催しています。冤罪に巻き込まれてしまったために、仕事も友人も失ってしまったという方が少なからずいらっしゃいます。冤罪を晴らすためにはどうしたらいいんだろう。再審は？弁護士との付き合い方は？支援者をどうやって集めるの？いろいろな疑問が降っては沸いて、降っては沸いて、プレッシャーに押しつぶされそうになります。他の冤罪当事者たちはどうしているんだろう。そんな疑問を抱えた人たちが集まって、情報交換をしたり意見交換をします。同じ経験をしている仲間がいるということは心強いものです。現在は事務局のある東京で開催していますが、今後は関西圏でも開催していくと考えています。

また、この交流会は家族の方も大歓迎です。息子、兄弟が冤罪と闘っている。拘置所・刑務所で無実を叫んでいる。世間から身を隠すように、ひっそりと暮らしていくことを選択する方もいらっしゃいます。ここでもやはり情報交換が大切です。そして、何より、同じ立場の仲間がいることが、けしてひとりではないんだ、という安心感を運んでくれます。

交流会に参加してみたいという方、是非、ご連絡ください。参加費無料、遠慮不要、心配無用です。

e-mail : info@enzai.org 皆さんのご参加をお待ちしています。（事務局）

■イベント情報

1月22日（土）13時～15時【刑事再審法改正×各界懇】「真の冤罪救済に向けて」 —湖東記念病院事件・大崎事件にみる現在の刑事再審の実情—

今般、司法改革大阪各界懇談会と共に、刑事再審法改正問題を考える講演を2回に分けて、Zoomウェビナーにて開催することになりました（1回目はすでに終了）。2回目に参加希望の方は、下記リンクより事前申し込みをお願いいたします。（案内文より）

会場：オンラインZoomウェビナー

申込み期限：1月20日（木）

主催：司法改革大阪各界懇談会・大阪弁護士会

▼詳しい案内はこちらから

https://www.osakaben.or.jp/event/2021/2021_1116.php

2月2日（水）12時～14時

再審法改正を求める院内集会－証拠開示の制度化と検察官不服申立ての禁止を実現するために－

集会では、29年間にわたる身柄拘束を経て再審無罪を勝ち取り、国賠訴訟でも勝訴が確定した布川事件の櫻井昌司さんに、えん罪被害の当事者の立場からお話しいただきます。また、近時に最高裁で判断が示された袴田事件、大崎事件および湖東事件の各弁護団から再審事件における審理の現状をご報告申し上げます。この院内集会を通じて、再審事件の審理の現状とそれを踏まえた再審法改正の必要性を明らかにいたします。（案内文より）

会場：オンラインZoomウェビナー

申込み期限：1月26日（水）

主催：日本弁護士連合会

▼詳しい案内はこちらから

https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2022/220202_2.html

冤罪犠牲者の会は、再審法改正という目標に向かって、再審法改正をめざす市民の会と共同歩調をとっていくことに決めました。

■今月もオススメ

絶望しながらも人の優しさに触れ、人を想う心を知った。20歳で始まった冤罪との闘い。43年7ヶ月に及んだ歳月は無駄な時間ではなかった。桜井昌司さんの生きた証。

1400円（税別）マガジンハウス



冤罪と闘い続けた桜井さんの国賠も完全勝利。春の訪れを満喫できる時間がやっときたのかな。そんなことを連想させる、野に咲く花のようなミニアルバムです。

1000円（税別）エミノ音泉村



==冤罪犠牲者の会は当会の主旨に賛同していただける仲間を集めています！==

「冤罪犠牲者の会」が結成されたのが2019年3月2日。お陰様で少しずつ会員が増え、現在、170名を超えるました。冤罪に巻き込まれてしまい、闘っている人、再審を目指している人、無罪を勝ち取った人が約50名、獄中で無実を叫んでいる人が約10名、近親者・支援者が約110名で構成されています。冤罪撲滅に力を貸してください方を募集中です。冤罪に関心をお持ちの方がお近くにいらっしゃったら是非、声をかけてあげてください。

年会費：個人会員（正会員）2000円 賛助会員1口1000円

■ちょっと一言

冤罪撲滅を目指す仲間を増やそうとして、あちこちで話をします。冤罪と聞いただけで、壁を作ってしまう方、せっかく今日一日楽しく生きてきたのに、そんな酷い話するなよ、と拒絶反応を示す方が多いことに驚かされます。最近は「冤罪」とストレートに言うより、誰にも共通する「人権」いうキーワードを使う方が良いのかな、と感じています。

「冤罪犠牲者の会」の口座

◎現金払込・ゆうちょ間送金の場合

記号番号 00150-7-515181

口座名称 殺罪犠牲者の会

◎他行からの送金の場合

金融機関 ゆうちょ銀行（金融機関コード 9900）

支店 ○一八店（ゼロイチハチ店）店番 018

預金種目 普通 口座番号 9884160

口座名義 エンザイギセイシャノカイ



■CD「Free Hakamada」発売中！

Amazonや全国のCDショップでご注文できます。売上は冤罪撲滅を目指す支援団体に寄付します。

◎PayPalでの振り込みは当会ホームページの「当会について」から「入会のお申込み」ページにある会費支払方法をご参照ください。

◎冤罪犠牲者の会事務局は常駐スタッフがおりません。複数の冤罪関連団体が桜井司法研究所を共有しています。お急ぎの場合は080-5182-3911（冤罪犠牲者事務局長：なつし聴）へお電話ください。個人の電話番号ですので、この点はご了承ください。

発行：冤罪犠牲者の会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201号室（桜井司法研究所内）

<https://enzai.org/> e-mail : info@enzai.org

発行責任者 なつし聴